

身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

重点番号32：身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止
(厚生労働省)

15条指定医の概要と障害の認定について

15条指定医の概要について

- 身体障害者手帳の申請は、身体に障害のある方が都道府県知事の定める医師（以下15条指定医）の診断書を添えて居住地の都道府県知事に交付の申請を行う。（身体障害者福祉法（以下法）第15条第1項）
- **都道府県知事が15条指定医を定めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。（法第15条第2項）**
- 法第15条第2項の規定に従い意見を聴く際、都道府県知事は、以下の事項について十分に審査を行い、15条指定医の専門性の確保に努めるものとする。①診療科名、②医籍登録日、③担当しようとする障害分野、④当該医師の職歴、⑤当該医師の主たる研究歴と業績、⑥その他必要と認める事項（平成21年12月24日付 障害保健福祉部長通知）
- 都道府県知事は、15条指定医について、その職務を行わせることが不相当であると認められる事由が生じたときは、**地方社会福祉審議会の意見を聴いてその指定を取り消すことができる。**（身体障害者福祉法施行令第3条第3項）

障害の認定について

1. 都道府県知事は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、**診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする。**
2. なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、**必要に応じて、再検査、追加検査又は別の指定医による診断等を受けるよう指導することができるものとする。**
3. 都道府県知事は、1及び2によっても、**なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、地方社会福祉審議会に諮問するものとする。**

障害の認定の流れについて



・ 身体障害者手帳は指定医の作成した診断書・意見書に基づき、都道府県、指定都市又は中核市において障害の認定が行われる。（①～⑥）

・ 指定医の作成した診断書・意見書に疑義等が生じた場合、
1 医師への照会、
2 申請者への再検査等指導、
3 地方社会福祉審議会への諮問
が行われる。

身体障害者手帳制度の適正性について

身体障害者手帳の利用について

● 身体障害者手帳を交付された者に対して、行政や事業者が各種サービスや優遇措置を提供する際の証明手段として利用される。

【各種サービスや優遇措置の例】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、航空運賃割引、JRの旅客運賃割引、その他の鉄道、バス等の運賃割引、有料道路の通行料金の割引、公営住宅の優先入居、税の控除等

手帳制度の適正性が疑われた事案について

① 指定医の診断書の適正が疑われる事案（平成20年）

札幌市の開業医の15条指定医が実際より患者の障害程度を重く診断し、虚偽の記載をした診断書を作成し、身体障害者手帳が不正取得された³²とみられる問題。当該医師については、北海道庁が虚偽診断書作成罪であるとして告発。当該医師の診断で手帳を取得した者は数百人にのぼるとされ、問題発覚後、道や札幌市が手帳を取得した聴覚障害者の調査を始めたところ取得者から手帳の自主返還が相次いだ。

② 聴覚障害の認定が適正に行われたのか疑念を生じさせるような事案（平成26年）

横浜市より手帳の交付を受けた者が、聴覚障害による身体障害者手帳を所持しているが、聴覚障害の認定基準に該当しないのではないかと疑われる事案について報道。本人が改めて検査を受け、難聴はあるが聴覚障害の等級には該当しないとして手帳の返還を行った。

手帳制度の適正性の担保について

① 都道府県等へ、申請書に添付された指定医の診断書等の内容に疑義が生じた場合は、交付に先立って別の指定医の診断等を受けるよう指導することなど、身体障害者手帳交付事務の適正化等について注意喚起を行った。（「身体障害者手帳交付事務の適正化等について」（平成20年3月24日付 障害保健福祉部企画課長通知））

② 都道府県等へ、聴覚障害に係る15条指定医の指定に当たって、以下の留意事項について注意喚起を行った。

- ・耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」という。）を指定すること
- ・地域の実情等により専門医ではない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は、聴力測定技術等に関する講習会の受講を推奨するなど専門性の向上に努めること

「聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について」（平成27年1月29日付 障害保健福祉部企画課長通知）

地方社会福祉審議会の運用の状況（※）について

議題について

地方社会福祉審議会では、身体障害者の福祉に関し、次のような事項の審議を行っている。

- ・ **15条指定医の指定、取り消しに係る審査**（身体障害者福祉法第15条第2項、身体障害者福祉法施行令第3条第3項）
- ・ 身体障害者手帳交付に係る障害の認定の審査（身体障害者福祉法施行令第5条第1項）
- ・ 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療・更生医療）機関の指定等に係る審査 等

開催方法について

- ・ 対面での開催の他に、**書面開催やリモートによる開催**を行うことで、開催や諮問の負担を軽減しようとする取り組みがされている。
- ・ 一部自治体においては、法令に定めている以外の部会を設けている事例があると承知している。

指定医の審査等に求められる専門性について

- ・ **障害種別ごとにその専門性や経験（例：じん臓機能障害では透析の経験 等）の有無を重視**することから、診療科名や経験年数だけでなく、個別にその障害認定における専門性について確認を行っている。
- ・ 指定医の指定について諮問された審議会の委員は、**指定医の申請をした医師の経験等に疑義が生じた場合、当該医師にかかる症例集など追加の資料の提出を求め、個別にその障害認定における専門性について審査し、行政職員では困難な指定の可否の判断を行う。**
- ・ 審議会への諮問の結果、指定医の専門性や経験等が不足しているとされた場合、指定医の申請について却下を行うこともある。

（※）各自治体のホームページの内容や各自治体より過去に聞き取った内容から障害保健福祉部にて把握している内容